

令和4年7月12日

亀井委員

公明党の亀井です。よろしくお願いします。まず、先行会派も御質問されましたけれども、県のたより、及び議会かながわの印刷用紙の白色度不足に係る対応について、これ、重複するかもしれないんですけども、ちょっと教えていただいてもいいですかね、再度。

先行会派の質疑のときに、これそもそも論、入札参加者が何者なんだとお聞きになったと思うんですけども、そうしましたら、担当課長が3者と言っていたんです、3者。だけど、多分私の資料の見方が悪いんでしょうけれども、私が入手した入札調書によりますと、令和4年は4者、令和3年は5者、令和2年は4者、令和元年是3者なんだけれども、平成30年は8者なんですよ。これは、どういうことか。

広報戦略担当課長

私、直近3年度と申し上げましたのは、令和3年度ですね、契約違反があった令和3年度から遡って3年間というように考えておまして、入札調書の上では、辞退があった者、または未提出があった者も含まれた、数字としては委員おっしゃるとおりなんですけれども、実際に札を入れて辞退をしていない者の数を申し上げたところでございます。

亀井委員

令和3年から直近ですか。

広報戦略担当課長

令和3年度、こちらが書類上は5者記載されているんですけども、実際に札を入れて、辞退していない者が3者ございますので、3者とお答えさせていただきました。令和2年度につきましては、4者、者名が記載されてございまずけれども、うち1者は辞退しておりますので、実際に札を入れた3者として、3者をお答えさせていただきました。そして、令和元年の入札調書につきましては、3者のみの記載となっておりますので、3者とお答えさせていただきました。

亀井委員

入札参加者といわれたら、もちろん2辞退とか、未提出とかいろいろあるんで、そういうことも含めてかなと思ったんですけども、そういう認識で多分いらっしゃったのかなとは思うんで。そうですか、分かりました。じゃ、私の資料の見方がちょっとあれだったんですね。

これ、何で質問したかといいますと、これはリフコムが白色度70%で入札しなきゃいけないところを、63%でやっていたんで、令和3年も要は落札していますし、令和2年も落札していますし、令和3年ももちろん落札しているわけですよ。だって、70%が60%でやっていたんだから、それによって差額が4,200万円も出てきちゃうというぐらいの金額だから、そのぐらいのやっぱり落札率になっておかしくないわけ。

だけど、これリフコムがこのような形で不正をしなかった場合、もしくはリフコムが入札に参加しなかった場合、次の次点になるような会社があって、そ

の会社が昨年、一昨年の時点で落札者となる資格があったと私は承知しているんですね。もちろんその落札額の中にちゃんと入っているし、すごい頑張っていると思うんですよ。白色度 70%で、もう本当にリフコムにすごい接近している額を入札として入れているんですよ。だけど、リフコムがあったんで落札できなかった。もうずっと続いているわけ。

だけど、昨年、一昨年に関しては、このリフコムさえいなければ、この会社が、次点になっている会社が取っていたと思うんだけど、この会社に対しての県の責任というか、私がこの次点の会社の社長だったら、県にも文句言うかもしれないし、リフコムにも絶対文句言う。それは、やっぱり次点の会社からのリアクションに関して、県としてどのように考えているか。

広報戦略担当局長

白色度不足の用紙を長年使用されていたということで、2番手の事業者が受注できなかったということは事実でございまして、そこについては深くおわびを申し上げたいと思います。

県としましては、その当時、入札手続というものが正しく行われていたということもございまして、仕様書を満たす用紙が結果として使用されているということ、そこには気づくことができなかったという状況でございまして。

現在は、こうしたことも含めて、様々な関係者に相談を申し上げております。そういった中では、一つ県警にも相談をさせていただいております。その中には、一つのアドバイスとして、競売の入札妨害罪、こういったものも考えられるのではないかと御意見も頂いております。ただ、適用するに当たりましては、落札者と2番手、ここの乖離、不当に安く落札をしていると、そういったことがやはり必要になるのではないかと、そういった県警の話も頂いております。ここについては、後日県警のほうと、改めて相談をさせていただくこととなっております。

いずれにいたしましても、このようなことが二度と起こらないように、県としてもしっかりと再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。

亀井委員

どのぐらいの次点との差があるかというのは、リフコムも長年落札していますから、その辺の要領は分かっていると思うんですよ。あまり不当に安くしちゃまずいなと思うかもしれないです、この担当者ね。そこら辺のところはうまくやっているんじゃないかなと思うんで。それは分かんないですよ、分かんないけれども、そう感じちゃうので、そういうことを言っただけなんだけれども、それは今言ったような入札妨害罪じゃないけれども、私がこの次点の会社だったら、そのぐらいのことをやってもおかしくないくらい、やっぱり対応を取ってもらわないといけないかなと思ったので、申し上げました。

次、この頂いた報告書の中でも、本県に係る用紙の発注というのは、退職した前担当者が独自で行っていて、会社は関係ないんだよというふうな意味合いの文章になっているんだけど、これも先ほどの先行会派の質疑の中で、その前担当者というのは役職は何なんだと。私もそれは気になっていたんだけど、これが一従業員だったら分かるんだけど、先ほどの答弁だと取締役になっています。取締役というのは、私が言うのもあれだけれども、会社のオーナーは株主かもしれないけれども、会社の方針を決定して、会社の今後進む

べき道をしっかりとここで指し示していくのが取締役、取締役会で決めるから、取締役なんだけれども、そういう人が前任者だったんで、会社関係ないということはちょっと乱暴じゃないかなと私は思っているんです。

この取締役のやったことというのは、ニアリーイコールで会社のやったことじゃないかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

広報戦略担当課長

委員御指摘の点につきましては、顧問弁護士とも御相談をさせていただきまして、やはり会社が組織的に行った証拠を、県が把握している必要があるというような、取締役であってもですね、御助言を頂いています。そういったことを把握している上で、例えば、刑事告発の可能性があるというようなアドバイス、御助言を頂いているところでございます。

ただ、顧問弁護士と相談させていただいたところではそのような状況ではございますが、やはり取締役という立場でもございますので、改めて県警にそういう立件の可能性があるのかというようなところを御相談してまいりたいというふうに思っております。

亀井委員

これ、県のほうとして、県じゃなくても発注をしたほうは、請け負ったほうが要するに会社ぐるみで悪いことをやっているかどうかというのを、県のほうが立証しなきゃいけないといったら、そんな難しいことできるわけじゃないじゃないですか、はっきり言って。だって、会社の中に乗り込んでいって、何か調査するわけでも何でもないので、立証責任は県のほうで、立証してくださいよ、立証して、その証明ができたらうちは対応しますよじゃなくて、会社のほうに立証責任を持たせて、会社のほうが会社ぐるみでやっていなかったんだということを証明できたら、私たちは諦める。そのような形で、立証責任のサイドを変えたらいかがですか。そうじゃないと、なかなか県として難しいんじゃないですか、証明するのに。

広報戦略担当課長

委員御指摘の点につきましても、顧問弁護士に相談させていただきまして、やはり県が被害者として告発する上では、県のほうにやはり立証責任があるということで、その会社のほうが、会社として、組織として関与していなかったということを会社が証明するということは、負わせることはできないというように考えております。

亀井委員

それは何、法律的にできないんですか。顧問弁護士が言ったからじゃなくて、どういうバックボーンというか、よりどこでできないんですか。

広報戦略担当課長

県顧問弁護士に御相談させていただいたところではございます。法的に難しいというところではありますけれども、そういった状況を踏まえまして、また繰り返しになりますけれども、その視点も、県警のほうにその立件の可能性、そういった証明、立証の部分を法人側に負わせることができるのかということも御相談をしてまいりたいというように考えております。

亀井委員

分かりました。これ以上言ってもあれなので、ぜひ調べておいてください、

それも。顧問弁護士が言ったことが全て免罪符じゃないです。いろんな弁護士いるし。だからって、顧問弁護士の実力がどうだという話じゃなくて、弁護士だって間違えることもあるし。間違えているという話じゃなくて、だからいろんな考え方もあるだろうし、その辺のところはよりどころをちょっと調べていただければなというふうに思います。

次に、このリフコムの報告書の中で、用紙については当初の段階から、ですから、平成 23 年度から令和 3 年度に至るまでの間、白色度 63% の用紙を使用していたと考えていると会社側が言っているんですけども、先ほどもこれ質問出たんですけども、平成 23 年度から平成 27 年度の 5 年間に關しては請求できないんですけども、これ何ででしたっけ。

広報戦略担当課長

取引に係る書類がリフコムのほうにも保存されておらず、やはり損害を請求する上では、明確な根拠に基づいた請求をしなければならないという状況はある中で、県の会計年度が、文書の保存期間でございます過去に遡って 5 年度という部分で、しっかりと契約額と実際にそれを何部刷ったのか、何部印刷したのかというものが確認できる状況ですので、そういった県として明確な根拠の資料がある 28 年度以降について返還を求めるというふうに判断させていただいたところでございます。

亀井委員

明確な書類がないという、ただ破棄してしまったんですよ、商法上の期間を過ぎているという話なんでしょう、本当は大本は。だけど、例えば、県のたよりだとか、議会かながわというのは、議会局に聞けばバックナンバーあるだろうし、平成 23 年から 27 年の物は実際にあると思うんですけども、それを調べれば分かるんじゃないですか。

広報戦略担当課長

委員おっしゃるとおり、そのもの自体の白色度を測定して、それが 70% でないという確認ができるんじゃないかというお話だと思うんですけども、印刷用紙は本当に経年劣化していくものでございまして、過去のものであればあるほど、例えば、それを白色度計測器で測ったとしても、その当時に 70% あったということは証明することができませんので、そういった印刷されたもの自体を過去のものを使って確認するというのは、そういうことはできない状況になっております。

亀井委員

分かりました。これはもう技術的にできないんですか。

広報戦略担当課長

おっしゃるとおり、技術的に不可能ということでございます。

亀井委員

分かりました。私はできそうな感じがするんで、そこを聞いちゃったんですけども、できないということであればしょうがないなとは思いますが、今後こういうことがあっても対応できるように、何らかのやっぱりしっかりと、今みたいにちょっと諦めなきやいけないみたいな話になっちゃうと残念なので、今後どうしていきますか。

広報戦略担当課長

既に導入いたしましたけれども、白色度計測器を使って、印刷がされたその工場に出向きまして、しっかりと70%の白色度があるかという確認を進めてまいりたいと思います。また、仮にそこで白色度が足りないとなった場合には、白色度の検査機関というものもございますので、そちらでしっかりと白色度が担保されているかというのを確認してまいりたいと思っております。

また、白色度の在り方ですね、様々な環境の中で、70%の維持を引き続き仕様書で定めていくべきかというところも含めながら、県のたよりの発注の在り方、仕様の定め方をしっかりと検討していきたいと考えております。

亀井委員

分かりました。これは全県的な話でもあって、最後、局長の考え方をお答えいただいてよろしいですか。

広報戦略担当局長

今までいろいろと白色度不足については議論を重ねさせていただきました。こうした中で、この事案につきましては、我々の想定外の事案であったわけですが、現実にはこういうことが起こっているという状況でございます。いろいろと紙の質の担保の話とか、また入札の在り方、そういったものも含めて、今後しっかりと当局としては対応していきたいと思っております。

県のたよりの印刷用紙につきましては、先ほど課長のほうから答弁いたしましたけれども、先月、私も実際に現場に出向いて、白色度の検査に立ち会いました。そういったことをしっかりと積み重ねながら、信頼の回復に努めたいと思っております。

政策局長

全県に影響があるんだというお尋ねだったので、ちょっと補足させていただきます。

県のたより、議会かながわに限らず、各局、各所属でもう年中いろんな印刷を発注しておりますので、こうしたことがあったということも新聞報道はされておりますが、改めて各局、情報を共有して、今後適正な対応が取れるように努めてまいります。

亀井委員

分かりました。よろしくお願ひします。それでは、ちょっと質問を変えまして、昨日、11日の時点で、資料を頂いたんですが、シンガポールへの企業訪問団について、何点かお聞きしたいと思います。

ライフサイエンス関連企業団のシンガポール訪問についてなんですが、これはシンガポールへの訪問先も書かれていて、3つぐらいの大きなところが書かれていて、訪問しますよという話なんですが、これ、県がシンガポール国立大学などと覚書を締結している、今回はしているんですけども、その狙いを教えていただいているいいですか。

連携調整担当課長

シンガポールはアジアの中でも最大級のライフサイエンス拠点であるとともに、同国を足がかりにマレーシアやインドネシアなど、東南アジア諸国への展開が期待されており、企業等からも高い関心を示されています。また、同国では、今後急速に少子高齢化が進むことが見込まれており、県の医療ライフサイ

エンス産業の展開先として非常に重要な国であると認識しております。こうしたことから、県では、ライフサイエンス産業等の国際展開を支援するために、平成 28 年にシンガポール政府機関と覚書を締結し、昨年 12 月に国立大学等と覚書を更新したところでございます。

亀井委員

まず、平成 28 年に覚書を締結して、令和 3 年に更新したというふうな課長の今御答弁なんですけれども、これ平成 28 年に覚書を結んだ、その覚書を基にした取組については、精査はされているんですか、検証は。

連携調整担当課長

覚書を締結して以降、毎年県内企業等を今回の発表と同じような形で、シンガポールの機関に県内企業等の技術を紹介するシンガポールミッションを実施しております。そうした中で、実際に企業の中から自社が開発、製造した搜索型ロボットが、シンガポール最大手の病院に導入されたり、医療分野のベンチャー企業が現地企業の共同研究開発に着手するといった成果が上がっております。

亀井委員

分かりました。今回、企業訪問団としてシンガポールへ訪問する企業というのは、どのような企業があつて、どのぐらいのボリューム感というか、参加する企業は何社ぐらいなんですか、教えていただいてもいいですか。

連携調整担当課長

今回参加する企業は、県のホームページやこれまで実施してきたシンガポールミッションで連携した企業への周知を通じて募集を行いまして、結果として参加企業及び研究機関は 11 団体になりまして、殿町に拠点を置く実験動物中央研究所のほか、再生医療製品を扱う企業、それから睡眠状態を見える化するセンサーを扱う企業やライフサイエンスに関する技術を有する企業が参加します。

亀井委員

分かりました。そういう企業が受注権も含めて、いろいろなそういう最先端の企業が行きますよと、そういう企業と連携しますよということなんですけれども、今回この訪問団は知事が同行するんですでしたっけ。

連携調整担当課長

今回のシンガポール企業訪問団には知事は同行しません。

亀井委員

知事が同行するとしめないじゃ、向こうの対応というか、それは違ってくるんですかね。

連携調整担当課長

影響が全くないということはいにくいとは思いますが、これまで知事が訪問して、実績により覚書を締結した政府機関、それからほかの企業等、いろいろこれまで培ったネットワークがございまして、そういったところを活用して、今回も遜色ない形で企業団の訪問日程を組ませていただいたと認識しております。

亀井委員

前回もちょっとお話したんですけれども、やっぱりコロナ禍でもあるし、費用対効果のことも含めると、私としてはオンラインでも大丈夫じゃないかな

というふうに思って発言をしたこともあったんですけども、今の御答弁を聞くと、やっぱり今回知事はオンラインで参加をするというふうなことも仄聞しているんで、十分だったかなというふうには思っているんですね。

今回、知事が、当初行く予定だったのが多分取りやめになったのかどうか分かりませんが、知事が行かない理由は何ですか。

連携調整担当課長

今回につきましては、今のタイミングでは新型コロナウイルス感染者の急増、それから病床利用率が逼迫する可能性があり、状況を注視する必要があること、それから議会日程等を踏まえたものと考えております。

亀井委員

議会日程は議会日程として置いておいて、今コロナの感染者数であったり、病床の要するに逼迫度というふうなことがあるんですけども、議会日程は置いておいて、コロナのことかというと、コロナのやっぱり陽性者数とか病床の逼迫度というのは、すごい重要な情報なんですけど、これ何らかの基準があるんですか。

連携調整担当課長

今の時点では明確な基準は設けていない状況であります。

亀井委員

でも、基準は設けていないけれども、今行かないのは、議会日程は別にしたら、今の時期でも駄目ということになると、なぜ聞いているかということ、知事が今回行かないことが中止なのか、それとも延期なのかによって全然違ってくると思うんですよ。例えば、延期をするときになったときに、その基準は今よりも厳しい基準でも行っちゃうということはないよねということをやっと念を押したいんですけども、いかがですか。

連携調整担当課長

今回につきましては、感染者の急増という状況を鑑みて、判断に至ったものと考えておまして、今、今後の基準につきましては、今はお答えすることができません。申し訳ありません。

亀井委員

ぜひ、これはそういう何らかの基準は設けたほうがいいと思うんですよ。こういう状況というか、漠然とした状況だから行く、行かないとかという話じゃなくて、さっきの答弁だと、オンラインでも別に悪くないんで、初めからオンラインでもよかったかなと私は思うし、その辺の基準をつくっておかないと、今回行くのであれば、どういう基準なのかということが明確になっていないと、なかなかそれは分かりづらい話になってくるし、もう覚書も締結して更新もしている中であって、もう企業が独立して行ったとしても、向こうの要人ともしっかりと会って対応もできるんだと、企業のビジネスチャンスもちゃんとしっかりと広げることができて、今後のビジネス展開にもプラスになるんだということが分かれば、別に行くことはないし、その辺のところは明確にさせていただいたほうがいいかなというふうに思います。

それで、今回のシンガポールに関しては、そういう企業団で行くんですよ。行って、また神奈川県に戻ってきて、県内で仕事をしようと思うんですけども、やっぱりこれは県民にしっかりと還元していただかないと、最終的にはいけな

いかなというふうに思うんですね、成果を。今回の訪問というか、今回だけじゃないですね、今後のやっぱりシンガポールとか別の外国とのやり取り、連携の仕方によって、県民への還元の方法ということを問われてくるかなと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

連携調整担当課長

これまでの海外展開の成果として、例えば、創薬開発に不可欠なマウスの開発を行っている実験動物中央研究所ですが、こちらについては、4億円規模の共同研究をシンガポールの政府機関と始めておりまして、このマウスについては、製薬メーカーなどで活用されているところです。こういった技術を国内における創薬開発でも活用し、加速化することが期待されています。

今後、企業訪問団のフォローアップを継続して行うことによって、海外展開を支援し、例えば、今まで治らなかった病気について、治せる可能性を少しでも高めたり、未病改善につながる商品やサービスを開発する、そういったものを促進するなどして、県民の皆様に成果をお届けしたいと考えております。

亀井委員

分かりました。ぜひ、国民というか、国の話も出ていましたけれども、県民に分かりやすくそういう成果をお伝えしていただきたいのと、ですからもちろん県民がこういうことをやっているんだということを、やはり分かりやすく表現してもらわないと、なかなか県民も分からないので、それをぜひ明確に分かるように県民に伝えることを要望して、質問を終わります。